

勤務医負担軽減委員会 議事概要

1. 日 時 令和8年3月17日(火) 16:30 ~ 17:00
2. 場 所 大会議室
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議事要旨

1. 令和7年度負担軽減計画の検証について 別紙資料により報告
(勤務医負担軽減計画)

- ・ 1. の役割分担による負担軽減は例年通り継続して実施されている。
- ・ 2. の勤務負担の軽減について、4項目は実施されているが、2項目（交替勤務制・複数主治医制の実施、育児・介護休業法を活用した短時間正規雇用医師の活用）については、医師の確保ができていないこともあり、未達成となっている。引き続き医師の確保に努めていきたい。

(看護職員負担軽減計画)

- ・ 1. の役割分担による負担軽減について、看護補助者の夜間配置においては未達成となっている。
- ・ 2. の勤務負担の軽減は例年通り継続して実施されている。

2. 令和8年度の負担軽減計画検証について 別紙資料により報告
(勤務医負担軽減計画)

- ・ 令和7年度の負担軽減計画の内容を継続したうえで、新たに4つの項目を追加している。
- ・ 退院サマリの作成支援、重症心身障害者病棟での定期的検査オーダー入力支援の2項目については、すでに医師事務作業補助者によって実施できている。
- ・ 診断書、レセプト症状詳記等の電子化推進について、先ず診断書は、どこの保険会社の診断書でも対応できるような、統一的な診断書の様式を作成することから始めることとする（仙台医療を参考にする）。レセプト症状詳記は現在、紙で記載依頼し、医師に手で記載してもらったものを、医事でPCに打ち直すという作業を行っている。今後は電子カルテのshare（共有フォルダ）内に専用の様式を作成し、そこに直接入力する方法でできるかどうか検討する。その他の書式（傷病手当金申請書 等）も電子化できるよう努めていく。
- ・ 会議のOnline化について、全ての会議で実施することは困難（Onlineに馴染まない会議もある）であると考えられるが、移動時間の削減やペーパーレスに繋がるため、各会議（委員会）には積極的に導入を検討していただきたい。Online会議を開くにあたり、必要な環境整備（イヤホンの購入、看護師の実施場所の確保 等）も同時に検討を進めていく。

(看護職員負担軽減計画)

- 令和7年度の負担軽減計画の内容を継続する。また、資料には記載がないが、清拭タオルのディスポ化とカニューレ、胃瘻ボタン等の規格統一も勤務負担の減に繋がると考えられるため、取り組んでいきたい。
- 清拭タオルのディスポ化は先ずは導入費用の概算を行ったうえで、洗濯代および人件費の減と比較することから始める。
- カニューレ、胃瘻ボタンの規格統一は医師の協力を仰ぎながら、早期実現を目指す。実現した場合、長期的には費用削減やインシデントの減にも繋がるものと考えられる。

以 上

令和7年度 勤務医負担軽減計画

1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	達成状況 (令和7年度)
①初診時の予診の実施	・受付時に看護師が問診票の記入を実施する。(患者の補助)	・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。	看護師	実施済
②静脈採血等の実施	・看護師により静脈採血を実施する。	・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。	看護師	実施済
③入院の説明の実施	・オリエンテーションについては、医師事務補助が実施する。	・地域医療連携室(入退院支援部門)が病棟等と連携し実施する。 ・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。	医師事務	実施済
④検査手順の説明の実施	・同意書を求める検査のみ医師が行うが、詳細部分については看護師、臨床検査技師、診療放射線技師が行う。	・検査手順の説明について効率化を図っていく。	看護師 臨床検査技師 診療放射線技師	実施済
⑤服薬指導	・薬剤師による服薬指導を実施する。	・持参薬や常用薬についても把握に努める。	薬剤師	実施済
⑥診断書作成等の補助	・医師事務作業補助者により実施する。	・診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力等 ・必要に応じて改善を図る。	医師事務	実施済
⑦尿留置カテーテルの挿入	・看護師が実施する。	・医療安全管理マニュアルを改訂、運用をきめ実施する	看護師	実施済
⑧気管カニューレの交換	・特定行為研修修了者(看護師)が実施する。	・医師の指示のもと実施する	看護師	実施済

2. 医師の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	達成状況 (令和7年度)
①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施。	・現状でも達成されており、勤務割振での確認を行うとともに、勤務実績においても把握する。	・外部医師の招へいにより、連続当直が発生しないよう引き続き努める。 ・民間医局との契約による日当直医師の確保	事務	実施済
②前日の終業時刻と翌日の始業時間の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	・通常勤務では概ね確保されているが、勤務間インターバルの導入に向けて実態の把握に努める。	・外部からの当直医師の招へいにより、当直勤務の縮減を図っていく。 ・適正な勤務時間管理(ICカード)を行い、出勤時間の把握を確実にを行う	事務	実施済
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	・予定手術前日の当直や夜勤を削減する。	・予定手術の際の配慮のほか、緊急手術の状況についても把握に努める。	事務	実施済
④当直翌日の業務内容に対する配慮	・当直翌日には手術等、侵襲度の高い医療行為の実施を避けるよう配慮する。	・当直翌日には予定を入れないのを原則とするが、緊急手術の状況についても把握に努める。	事務	実施済
⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	・交替制勤務や複数主治医制の導入に当たっての問題点等を把握する。	・交替制勤務や複数主治医制の導入に当たっての問題点等の検討を行い、特定の医師への負担の集中や拘束を減らすよう努める。	事務	未達成 (引き続き医師確保に努める)
⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用。	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。	事務	未達成 (引き続き医師確保に努める)

令和7年度 看護職員負担軽減計画

1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	達成状況 (令和7年度)
①業務量の調整	・時間外労働が発生しないよう業務量の調整を行う。	・勤務状況の把握（ICカード）を行い、必要に応じて改善を図る。	看護部	実施済
②看護職員と他職種との業務分担	・薬剤師との業務分担	・薬剤師による服薬指導の実施と持参薬や常用薬についても把握に努める。	薬剤師	実施済
	・臨床工学士との業務分担	・医療機器の管理について業務分担を実施する。 (人工呼吸器・輸液ポンプ・手術時・医療ガスの設定など)	臨床工学技士	実施済
	・医師事務補助との業務分担	・患者基本情報、定期薬情報の電子カルテへの入力作業	医師事務	実施済
	・クラーク（病棟及び外来）との業務分担	・書類等の整理、事務的な部分の業務分担を進める。	クラーク	実施済
③看護補助者の配置	・主として事務的業務を行う看護補助者の配置	・クラークの配置	看護部事務	実施済
	・看護補助者との業務分担	・リハビリ実施の際のリハビリテーション科への送迎（リハ科スタッフも協力する）	看護助手 リハビリ	実施済
	・看護補助者の夜間配置	・業務状況の把握を行い、必要に応じて導入を検討する。	看護部事務	未達成

2. 看護職員の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	達成状況 (令和7年度)
①育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用の活用。	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。	事務	実施済
②多様な勤務形態の導入	・可能な勤務箇所においては、非常勤職員の制度により導入している。	・引き続き勤務状況の把握を行い、多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入等必要に応じて改善を図る。	看護部事務	実施済
③妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	・院内保育所の設置	・従来より設置されている院内保育所を引き続き運営していく。	事務	実施済
	・夜勤の免除制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	実施済
	・休日勤務の制限制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	実施済
	・半日・時間単位休暇制度	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	実施済
	・所定労働時間の短縮	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	実施済
④夜勤負担の軽減	・月の夜勤回数の上限定	・妊産婦に係る上記の軽減のほか、夜勤が月8回までとなるよう努めていく。	看護部	実施済

令和8年度 勤務医負担軽減計画

1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	継続/新規
①初診時の予診の実施	・受付時に看護師が問診票の記入を実施する。(患者の補助)	・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。	看護師	継続
②静脈採血等の実施	・看護師により静脈採血を実施する。	・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。	看護師	継続
③入院の説明の実施	・オリエンテーションについては、看護師が実施する。	・地域医療連携室(入退院支援部門)が病棟等と連携し実施する。 ・実施状況について検討を行い、必要に応じて改善を図る。	看護師	継続
④検査手順の説明の実施	・同意書を求める検査のみ医師が行うが、詳細部分については看護師、臨床検査技師、診療放射線技師が行う。	・検査手順の説明について効率化を図っていく。	看護師 臨床検査技師 診療放射線技師	継続
⑤服薬指導	・薬剤師による服薬指導を実施する。	・持参薬や常用薬についても把握に努める。	薬剤師	継続
⑥診断書作成等の補助	・医師事務作業補助者により実施する。	・診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力等 ・必要に応じて改善を図る。	医師事務	継続
⑦尿留置カテーテルの挿入	・看護師が実施する。	・医療安全管理マニュアルを改訂、運用をきめ実施する	看護師	継続
⑧気管カニューレの交換	・特定行為研修修了者(看護師)が実施する。	・医師の指示のもと実施する	看護師	継続
⑨退院サマリの作成支援	・医師事務作業補助者により実施する。	・退院サマリの文書作成補助、代行入力等 ・必要に応じて改善を図る。	医師事務	新規
⑩重症心身障害者病棟での定期的検査オーダー入力支援	・医師事務作業補助者により実施する。	・骨粗鬆関連(半年ごとのプラリア皮下注、骨密度) ・下肢動脈エコー 等	医師事務	新規

2. 医師の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	継続/新規
①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施。	・現状でも達成されており、勤務割振での確認を行うとともに、勤務実績においても把握する。	・外部医師の招へいにより、連続当直が発生しないよう引き続き努める。 ・民間医局との契約による日当直医師の確保	事務	継続
②前日の終業時刻と翌日の始業時間の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	・通常勤務では概ね確保されているが、勤務間インターバルの導入に向けて実態の把握に努める。	・外部からの当直医師の招へいにより、当直勤務の縮減を図っていく。 ・適正な勤務時間管理(ICカード)を行い、出退勤時間の把握を確実にを行う	事務	継続
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	・予定手術前日の当直や夜勤を削減する。	・予定手術の際の配慮のほか、緊急手術の状況についても把握に努める。	事務	継続
④当直翌日の業務内容に対する配慮	・当直翌日には手術等、侵襲度の高い医療行為の実施を避けるよう配慮する。	・当直翌日には予定を入れないのを原則とするが、緊急手術の状況についても把握に努める。	事務	継続
⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	・交替制勤務や複数主治医制の導入に当たっての問題点等を把握する。	・交替制勤務や複数主治医制の導入に当たっての問題点等の検討を行い、特定の医師への負担の集中や拘束を減らすよう努める。	事務	継続
⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用。	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。	事務	継続
⑦診断書、レセプト症状詳記等の電子化推進	・紙での運用となっているものを電子化していく。	・システム業者と連携を図り、体制を構築し、電子カルテ等でデータを入力していけるよう努める。	事務	新規
⑧会議のOnline化	・Online化により時間を省力化する。	・特に報告のみとなっている会議、委員会について積極的に推進していく。 ・Online会議を実施できる環境の整備に努める。	各会議、委員会の事務局 事務部	新規

令和8年度 看護職員負担軽減計画

1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	継続/新規
①業務量の調整	・時間外労働が発生しないよう業務量の調整を行う。	・勤務状況の把握（ICカード）を行い、必要に応じて改善を図る。	看護部	継続
②看護職員と他職種との業務分担	・薬剤師との業務分担	・薬剤師による服薬指導の実施と持参薬や常用薬についても把握に努める。	薬剤師	継続
	・臨床工学士との業務分担	・医療機器の管理について業務分担を実施する。（人工呼吸器・輸液ポンプ・手術時・医療ガスの設定など）	臨床工学技士	継続
	・医師事務補助との業務分担	・患者基本情報、定期薬情報の電子カルテへの入力作業	医師事務	継続
	・クラーク（病棟及び外来）との業務分担	・書類等の整理、事務的な部分の業務分担を進める。 ・ <u>入院患者基礎情報入力</u> ・ <u>定期薬の分包</u>	クラーク	継続
③看護補助者の配置	・主として事務的業務を行う看護補助者の配置	・クラークの配置	看護部事務	継続
	・看護補助者との業務分担	・リハビリ実施の際のリハビリテーション科への送迎（リハ科スタッフも協力する） ・ <u>環境整備</u> ・ <u>定期薬の分包</u> ・ <u>入院オリエンテーション実施</u>	看護助手 リハビリ	継続
	・看護補助者の夜間配置	・業務状況の把握を行い、必要に応じて導入を検討する。	看護部事務	継続

2. 看護職員の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み	担当	継続/新規
①育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用の活用。	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。	事務	継続
②多様な勤務形態の導入	・可能な勤務箇所においては、非常勤職員の制度により導入している。	・引き続き勤務状況の把握を行い、多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入等必要に応じて改善を図る。	看護部事務	継続
③妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	・院内保育所の設置	・従来より設置されている院内保育所を引き続き運営していく。	事務	継続
	・夜勤の免除制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	継続
	・休日勤務の制限制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	継続
	・半日・時間単位休暇制度	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	継続
④夜勤負担の軽減	・所定労働時間の短縮	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。	看護部	継続
	・月の夜勤回数の上限設定	・妊産婦に係る上記の軽減のほか、夜勤が月8回までとなるよう努めていく。	看護部	継続